令和６年１０月分フォローアップにおける先進事例

自治体において、独自の希望調査及び行政書士会への委託による申請サポート・代理受取の実施や、対象を重点化した出張申請受付等、積極的な申請促進活動を実施。

○行政書士会への委託による申請サポート・代理受取　（熊本県荒尾市）

概要

▶ **窓口に来庁することが困難な方に**マイナンバーカードを取得していただくことを目的として、**独自の希望調査を行った上で、県行政書士会に申請サポート等の業務を委託。**

▶ 厚生労働省が毎月行っている出張申請の希望調査では、施設からの希望が来なくなっていたため、**市から改めて市内の福祉施設へ申請サポートの希望調査を行ったところ、複数の施設から希望があった**。

▶ 市が施設から申請者リストを受け取り、行政書士会へ提供。そこから施設との調整を行政書士会へバトンタッチし、**行政書士会が施設と日程調整等を行い、施設を訪問のうえで申請サポートを行う**。

▶ 完成したカードは、申請者や施設の希望に応じて、**行政書士が代理受取まで行う**。

▶ **委託料（マイナンバーカード交付事務費補助金対象）については、申請サポート及び代理受取の件数に応じた金額**を支払うこととしている。

○出張申請受付を行う対象の重点化　（岐阜県郡上市）

概要

▶ **窓口に来庁することが困難な方**にマイナンバーカードを取得していただくことを目的として、市内の**公共施設で出張申請受付を実施**。

▶ **交付率や市役所からの距離等を考慮して重点地区を選定**し、当該地区において出張申請受付を実施。

▶ **広報紙やホームページ、ケーブルテレビのデータ放送で広報を行い**、電話で予約を受け付けた。予約の電話の際に、当日の準備物等について説明を行い、**公民館や高齢者支援センター（診療所とデイサービス施設を兼ねた施設）等の会場に市職員が訪問。**

▶ 当日は写真撮影等を行った上で申請受付をし、完成したカードは、**市職員が再び各会場を訪問して交付する**。

マイナンバーカードの出張申請受付をします

令和6年12月2日から、法改正により従来の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードの保険証利用を基本とする仕組みに移行します。
まだ、マイナンバーカードをお持ちでない人や健康保険証の利用登録がお済みでない人を対象に出張申請受付を実施しますので、ご希望の人はご都合の良い会場へお越しください。

会場名	開催日	時間
大和振興事務所	10月2日（水）	9：30～15：00
白鳥振興事務所	10月8日（火）	
美並振興事務所	10月16日（水）	
やまとふれあい祭り会場	10月20日（日）	10：00～15：00
高鷲振興事務所	10月22日（火）	9：30～12：00
石徹白高齢者支援センター ※要予約		14：00～16：30
明宝振興事務所	10月30日（水）	9：30～12：00
和良振興事務所		14：00～16：30

・新規申請に予約料はかかりません。
・事前予約は不要です。 ※石徹白高齢者支援センターのみ予約をお願いします。
・振写真は会場で撮影しますので、準備は不要です。
※ すでにカードをお持ちの人の健康保険証の利用登録も行います。

<カード申請に必要な持ち物>
① 個人番号カード交付申請書（お手元にない人は、市民課までご連絡ください。）
② 通知カードまたは個人番号通知書
③ 本人確認書類（運転免許証などの顔写真つきであれば1点で結構です。顔写真つきでない健康保険証や介護保険証などの場合は2点お持ちください。）
<健康保険証の利用登録に必要な持ち物>
① マイナンバーカード
② 暗証番号（利用者証明用、数字4ケタ）
※利用者証明用電子証明書が有効中であること。

上記以外でも毎月1日休日に、マイナンバーカードの手続き（カード交付、電子証明書の更新・新規発行、カード申請、健康保険証の利用登録）をお方舎で行っていますのでそちらもご利用いただけます。
■日程：10月12日（土）、11月10日（日）、12月14日（土）
令和7年1月12日（日）、2月8日（土）、3月9日（日）
■時間：午前

広報記事